

松本 和彦

高等司法研究科・教授

[研究]

本年度は、3か年計画で遂行予定の科研費基盤研究(C)「国家による環境リスク規制の限界とその克服可能性」の2年目であった。以前より、憲法と環境法の2つの法領域を架橋する研究を継続しているが、これもその一環である。本年度は、環境保護の権利構成について検討し、従来の環境権論とは異なる視角からの環境「権」構成のあり方を構想した。その成果の一部は、台湾環境法学会から招かれ、国際学会報告として発表した「環境権の権利構成」や、環境省の委託を受け、環境権研究会の場で報告され、後に報告書にまとめられた「ヨーロッパ法における環境権」といった形で公表された。

このほか、3人の憲法研究者と共同で、最新の憲法判例の検討を行い、法律雑誌「法学教室」の場を借りて、その成果を判例評釈という形で公表する企画を開始した。この企画は次年度以降も継続する予定である。また、別の3人の憲法研究者と共同で、基本権に関する憲法体系書を執筆し、このほどようやく公開に至った。

[教育]

高等司法研究科においては憲法と環境法、法学研究科においても憲法と環境法、法学部においては憲法の演習を担当した。研究面のみならず、教育面においても、憲法と環境法という異なる分野の推進に力を尽くしている。特に高等司法研究科の授業にあたっては、毎回、TAとともに授業の事前に検討会、事後に反省会を行って、教育内容の改善に努めている。幸い、高等司法研究科での学生アンケートの結果はおおむね好評であり、「憲法応用」と「環境法」の両方において優秀教員表彰を受けた。法学研究科において試みに始めた特別講義「現代憲法理論」では、毎授業で日本の最新の憲法研究書を一冊取り上げて、その内容を徹底的に批判し吟味するという実験的授業を行っている。自らが授業責任者として授業運営にあたりると同時に、本学の他の憲法研究者の協力を仰ぎ、大学院生とともに刺激に溢れた議論を展開してもらった。一授業の枠内にありながら、研究会の醍醐味をともに味わうことができ、実験としては成功したと思う。

[管理運営]

FD教育企画委員会の委員長として、委員会を主宰するとともに、授業見学会、モデル授業、他法科大学院調査など、部局のFDと教育企画に携わった。その知見を背景に、全学のFD委員会に委員として参加し、FD事項に関して全学との連携を図った。このほか、計画室室員、情報マネジメント室員、部局情報セキュリティ委員会委員、学習サポート委員会委員などを務めた。

[社会貢献]

大阪市の情報公開審査会では審査会会長として、高槻市の情報公開審査会では会長代理として、情報公開条例の運用に携わり、大阪市の個人情報保護審議会では会長代行として個人情報保護条例の運用に携わり、大阪市のヘイトスピーチ審査会では委員として当該条例の運用に携わった。また、法科大学院認証評価委員会では専門委員を務めた。国家公務員総合職試験の考査委員として試験問題の作成に協力した。環境省委託の環境権研究会において、専門的見地から意見を開陳した。ほかに、公務員研修等において専門的知識を教授した。